

菊川市開発行為等事務処理要領



菊川市都市計画課
平成19年4月1日制定

目 次

菊川市開発行為等事務処理要領（平成19年菊川市告示第62号）

第1条（趣旨）	1
第2条（関係法令の略称）	1
第3条（開発行為予備審査）	1
第4条（開発行為の許可）	2
第5条（開発許可の技術的基準）	4
第6条（工事着手届）	4
第7条（工事工程）	4
第8条（写真の整理）	4
第9条（工事の完了検査）	5
第10条（建築等の制限解除）	6
第11条（建築等の制限解除の基準）	7
第12条（工事廃止の届出）	7
第13条（開発行為の変更の許可等）	8
第14条（建ぺい率等の指定）	8
第15条（建築等の許可）	8
第16条（地位の承継届）	9
第17条（地位の承継の承認）	9
第18条（開発登録簿の調製）	10
第19条（開発行為及び建築等に関する証明書）	10
第20条（各種申請書等の提出部数）	12
附 則	12
別表1 設計図書等の作成要領	13
別表2 開発行為許可申請書等提出部数一覧表	18
様 式	24

菊川市開発行為等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法第3章第1節に係る開発許可制度の事務処理に関し、関係法令及び関係通達等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(関係法令の略称)

第2条 この要領において、都市計画法(昭和43年法律第100号)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)、菊川市開発行為等の規制に関する条例(平成19年菊川市条例第5号)、菊川市都市計画法施行細則(平成19年菊川市規則第48号)をそれぞれ法、政令、省令、条例及び細則という。

(開発行為予備審査)

第3条 市長は、法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可を申請しようとする者の利便を図るため、その者の依頼により、あらかじめ、次により開発行為予備審査(以下「予備審査」という。)を行うことができるものとする。ただし、菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱(平成17年菊川市告示第131号。以下「指導要綱」という。)第6条の規定による承認を受けなければならない事業については、この限りでない。

(1) 予備審査を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、開発行為予備審査依頼書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 開発計画概要書(様式第2号)

イ 開発区域位置図(作成要領は別表第1)

ウ 現況図(作成要領は別表第1)

エ 土地利用計画図(作成要領は別表第1)

オ 公図写し(作成要領は別表第1)

カ 接続道路の概要及び改修計画書(必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること。)

キ 流末水路の概要及び改修計画書(放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否について検討すること。)

ク 現況写真(開発区域全景及び放流先河川等)

(2) 市長は、予備審査の依頼を受けたときは、開発行為現地予備審査表(様式第3号)により、書類審査及び現地調査を行うものとする。

(3) 現地調査は、関係機関及び依頼者の立会いの上で、次に定める事項について調査す

るものとする。

ア 地域及び地区の確認

イ 開発区域に存在する歴史的・自然機能の役割

ウ 開発区域内及び周辺の崖崩れ及び出水の状況

エ 開発区域内の土地の地盤の状況

オ 開発計画により予測される各種公害の発生の有無

カ 開発計画の需要に対する既設の水道若しくはその他の給水施設の能力又は市等の給水計画に対する適合性

キ その他必要とされる公共施設の設置の見通し

ク 開発区域内の下水（汚水及び雨水）を適切に排出できる開発区域外の排水施設等の存在の有無及び放流先までの距離と対策

ケ 樹木の保存計画とその適否

コ 消防水利の存在の有無

サ 開発行為及び建築行為に必要な工事用重機等車両の進入路の有無及び安全性

シ 工事期間中に必要とされる防災対策

ス 開発行為及び建築行為をするに当たって必要とされる他の法令の許認可名及びその担当課

(4) 依頼者は、予備審査の結果に基づき他の法令との関連から特に重要と認められるものについては、関係機関との調整を図るものとする。

(5) 市長は、予備審査が終了したときは、開発行為予備審査の結果について（様式第4号。以下「通知書」という。）により依頼者に通知するものとする。

(6) 通知書は、通知の日から3年以内に開発行為の許可申請が行われない場合は、その効力を失うものとする。

(7) 市長は、開発行為の許可申請前において、法令等（指導要綱を含む。）の改正があった場合は、必要に応じて再度予備審査を行うものとする。

（開発行為の許可）

第4条 法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次により行うものとする。

(1) 申請者は、省令第16条に規定する開発行為許可申請書（様式第5号。以下「申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

- ア 申請者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）
 - イ 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面（指導要綱第6条の承認を受けた事業を除く。）
 - ウ 設計説明書（様式第6号）
 - エ 都市計画法第32条の規定に基づく同意（様式第7号）及び新設する公共施設一覧表（様式第8号）
 - オ 開発区域内権利者一覧表（様式第9号）
 - カ 開発行為の施行等の同意書（様式第10号。印鑑証明書を添付すること。）
 - キ 設計者の資格に関する申告書（様式第11号。開発区域の面積が1ヘクタール以上のものに限る。）
 - ク 申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第12号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為を除く。）
 - ケ 省令第16条第5項に規定する資金計画書（様式第13号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為を除く。）
 - コ 工事施行者の能力に関する申告書（様式第14号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為を除く。）
 - サ 土地の登記事項証明書
 - シ 設計図書（作成要領は別表第1）
- (2) 市長は、申請者から申請書の提出があったときは、開発行為審査表（様式第15号）により申請書の審査を行うものとし、特に重要と認められるものについては、関係機関と協議し、意見書の提出を求めた上で、必要事項を審査表に記録しておくものとする。
- (3) 市長は、前号の審査の結果、開発行為を許可するときは、法第29条の開発行為について（様式第16号）により申請者に通知するものとする。なお、この通知は、許可印を押した申請図書を添えて行うものとする。
- (4) 許可に際して法第79条の規定に基づき付す条件は、次に掲げる事項とする。
- ア 工事着手に当たっては、細則第3条に規定する工事着手届（様式第17号）及び工

程表(様式第18号)を市長に提出すること。なお、工程表で示した計画より工事が遅延した場合は、遅延理由書を提出すること。

イ 工事完了後において掘削等の特別の方法によらなければ形状、寸法等が確認できない箇所については、各工程が明確に判定できるよう写真を撮影しておくこと。

ウ 許可を受けた開発区域内の土地においては、工事の完了公告があるまで建築物等を建築することができない。ただし、当該開発行為に関する工事用の仮設建築物を建築するとき、その他市長が支障ないと認めたときは、この限りでない。

エ 工事を廃止する場合には、工事の廃止の届出を行うとともに、工事により損なわれた公共施設等の機能の回復を図ること。また、防災上必要な措置を行うこと。

オ 工事施行中の防災措置を十分に行うこと。

カ 切土・盛土法面及び擁壁等の構造物を施工するにあたり、現地地盤の地質、盛土材の土質及び基礎地盤の地耐力を確認すること。

キ 許可のあった日から起算して、2年以内に工事に着手しない場合は、許可を取り消すことがあること。

ク 法第32条に基づき、市等へ移管されることになる公共施設については、工事完了までに当該公共施設となる土地の登記承諾書を当該市等に提出できるよう準備すること。

ケ その他法令に照らして必要と認められる事項

(開発許可の技術的基準)

第5条 開発許可に係る技術的基準に関しては、法、政令及び省令で定めるもののほか、原則として静岡県の定める「開発許可技術的指導基準」によるものとする。

(工事着手届等)

第6条 細則第3条の規定による工事着手届(様式第17号)及び工程表(様式第18号)は、市長に提出するものとする。

(工程報告)

第7条 条例第3条の規定による指定された工事の工程に達した場合の報告書は、市長に提出するものとする。

(写真の整備)

第8条 開発許可を受けた者は、静岡県の定める「写真の整備について」の要領により、写真を整備しておくものとする。

(工事の完了検査)

第9条 法第36条の規定による工事の完了の検査等は、次により行うものとする。

- (1) 省令第29条に規定する工事完了届出書（様式第19号）又は公共施設工事完了届出書（様式第20号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
 - ア 開発区域位置図（縮尺1 / 50,000以上）
 - イ 許可に係る造成計画平面図
 - ウ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に計画値と出来形を対照したものの。ただし、指導要綱第6条の承認を受けた事業で防災工事完了届が受理されている施設にあっては、当該受理書の写しをもってこれに代えることができる。）
 - エ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に計画値と出来形を対照したものの。）
 - オ 区画確定測量図（各区画の確定面積を明示したものの。ただし、宅地分譲に限る。）
 - カ 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。）
 - キ 工事の施工状況が確認できる写真（前条の規定による。）
 - ク 実質工程表
 - ケ 品質管理表
 - コ 最終許可書の写し
- (2) 市長は、関係機関及び開発許可を受けた者（以下「開発者」という。）の立会いの上で、原則として静岡県が定める「開発行為に関する工事検査要領」により完了検査を行うものとし、検査の結果を開発行為に関する工事の完了検査結果書（様式第21号）に記録しておくものとする。
- (3) 検査の結果、手直工事等の指示を受けた開発者は、指示に係る工事等を完了させ、手直工事（指示事項）完了報告書（様式第22号）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
 - ア 手直工事箇所の位置図（造成計画平面図を利用すること。）
 - イ 工事前及び工事完了後の写真
- (4) 市長は、手直工事（指示事項）完了報告書の提出があったときは、再検査を行うものとする。なお、写真で手直の内容が確認できる場合は、現場検査を省略できるものとする。

- (5) 市長は、検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事又は公共施設に関する工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、開発者に対し、省令第30条に規定する開発行為に関する工事の検査済証（様式第23号）又は公共施設に関する工事の検査済証（様式第24号）を交付するものとする。なお、検査済証の交付に当たっては、公共施設の管理者となるべき者の検査状況及び公共施設の敷地の帰属手続の状況を確認するなど、的確に市等への財産帰属がなされるよう留意するものとする。
- (6) 市長は、検査済証を交付したときは、遅滞なく工事が完了した旨を公告するとともに、開発者にその写しを交付するものとする。この公告は、菊川市の掲示板に掲示して行う。

（建築等の制限解除）

第10条 法第37条第1号の規定による建築等の制限の解除は、次により行うものとする。

- (1) 細則第7条の規定による開発区域内における建築等制限解除申請書（様式第25号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

- ア 開発区域位置図（縮尺1 / 50,000以上）
- イ 許可に係る土地利用計画図
- ウ 建築物等の位置図、配置図
- エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺1 / 200以上）
- オ 建築物等の用途、構造、規模（建築面積、延べ面積及び階数）及び棟数を示す書面
- カ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したものの。指導要綱第6条の承認を受けた事業で防災工事完了届が受理されている施設にあっては、当該受理書の写しをもってこれに代えることができる。）
- キ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したものの。）
- ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面及び進捗状況を示す書面
- ケ 工事の施行状況が確認できる写真（第8条の規定による。）
- コ 建築工事工程表
- サ 品質管理表

- (2) 市長は、前号の申請書の提出があったときは、開発区域内における建築等制限解除審査表（様式第26号）により審査を行うものとし、原則として現場検査を行うものと

する。この現場検査の要領は、前条第2号、第3号及び第4号に準ずるものとする。

- (3) 市長は、審査の結果、適当と認めるときは、開発区域内における建築等の制限解除について（様式第27号）により申請者に解除の通知を行うものとする。この通知は、許可印を押した申請図書を添えて行うものとする。

（建築等の制限解除の基準）

第11条 建築等の制限解除は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が許可どおり行われる見通しのある場合に行うものとする。なお、公共施設に関する工事が完了していないものについては、行わないものとする。ただし、施工上等の理由によりやむを得ないもので、工事の進捗状況等により確実に完了すると認められるものは、この限りでない。

- ア 住宅地造成等で、官公署、污水处理場その他の公益的施設を先行的に建築するもの
- イ 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しないと開発行為に関する工事が完了しないもの
- ウ 開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手しないと、工事に著しい手戻りを生ずるもの
- エ 収用対象事業の施行により移転又は除却するために必要となったもの
- オ その他特に必要があると認められるもの

（工事廃止の届出）

第12条 法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理は、次により行うものとする。

- (1) 省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式第28号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
- ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）
 - イ 工事を廃止した土地の現況図（縮尺1/1,000以上。ただし、開発区域が20ヘクタール以上のものにあつては、縮尺1/3,000以上。工事着手した場合にあつては、工事着手した土地の範囲を明示すること。）
 - ウ 工事の廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書（工事着手した場合に限る。）
 - エ 工事の廃止に伴う防災工事計画書（工事着手した場合に限る。）
 - オ 現況写真
 - カ 工事の施行状況が確認できる写真（第8条の規定による。工事着手した場合に限る。）

る。)

(2) 市長は、廃止の届出書の提出があったときは、開発行為工事廃止届受理審査表(様式第29号)により審査を行うものとし、工事着手したものにあっては、工事の廃止に伴う公共施設の機能回復措置及び防災措置について現地の確認を行うものとする。この現地確認の要領は、第9条第2号、第3号及び第4号に準ずるものとする。

(3) 市長は、審査が終了したときは、開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について(様式第30号)により届出者に受理の通知を行うものとする。

(開発行為の変更の許可等)

第13条 法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可等は、次により行うものとする。

(1) 法第35条の2第2項の規定による細則第5条に規定する開発行為変更許可申請書(様式第31号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 変更しようとする理由を示す書面

イ 変更事項新旧対照表(変更事項について変更前と変更後を対照したもの。)

ウ 変更箇所が確認できる図書(作成要領は、第4条に準ずる。)

(2) 市長は、前号の申請書の提出があったときは、開発行為変更許可審査表(様式第32号)により審査を行うものとする。

(3) 市長は、審査の結果、適当と認めるときは、開発行為の変更について(様式第33号)により申請者に許可の通知を行うものとする。この通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。

(4) 法第35条の2第3項の規定による細則第6条に規定する開発行為変更届(様式第34号)は、市長に提出するものとする。

(建ぺい率等の指定)

第14条 法第41条第1項の規定により、開発区域内の土地について建築物の建ぺい率等を指定するときは、建築担当課に合議の上、指定するものとする。

(建築等の許可)

第15条 法第41条第2項ただし書及び法第42条第1項ただし書の規定による許可に関しては、次により行うものとする。

(1) 法第41条第2項ただし書の規定による細則第9条に規定する制限区域内における建築の許可申請書(様式第35号)は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものと

する。

ア 開発区域位置図（縮尺 1 / 50,000以上）

イ 許可に係る土地利用計画図

ウ 建築物等の位置図及び配置図（縮尺 1 / 500以上）

エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺 1 / 250以上）

オ 建築物等の用途、規模、構造（建築面積、延べ面積及び階数）及び棟数を示す書面

(2) 法第42条第1項ただし書の規定による細則第10条に規定する予定建築物等以外の建築等の許可申請書（様式第36号）は、前号アからオに掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

(3) 市長は、審査の結果、法第41条第2項ただし書及び法第42条第1項ただし書の規定に該当すると認めるときは、開発区域内における建築等の許可について（様式第37号）により申請者に許可の通知を行うものとする。

（地位の承継届）

第16条 法第44条の規定による地位の承継に係る細則第11条に規定する地位の承継届（様式第38号）は、戸籍謄本（法人にあっては、法人の登記事項証明書）及びその他承継を証する書面を添えて、市長に提出するものとする。

（地位の承継の承認）

第17条 法第45条の規定による地位の承継の承認は、次により行うものとする。

(1) 細則第12条に規定する地位の承継の承認申請書（様式第39号）は、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

ア 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書面

イ 申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第12号。自己の住居又は業務の用に供するものの建築等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満のものを除く。）

ウ 工事の施行状況を示す書面

(2) 市長は、審査の結果、適当と認めるときは、地位の承継の承認について（様式第40号）により申請者に承認の通知をするものとする。なお、事業廃止を前提とした地位の承継の申請に対しては、あらかじめ現地を調査し、第12条第2号に定める公共施設

の機能回復措置及び防災措置が必要と認められる場合には、地位の承継の申請者が当該措置を施行する能力及び意思を有していることを書面により確認するものとする。

(開発登録簿の調製)

第18条 法第46条の規定による開発登録簿の調製、保管及び写しの交付に関しては、次により行うものとする。

- (1) 開発登録簿の調製は、開発許可をしたときに、開発登録簿(様式第41号)に位置図及び土地利用計画平面図を添えて行うものとする。
- (2) 法第35条の2の規定による変更許可若しくは変更届又は法第81条第1項の規定による処分により法第47条第1項各号に掲げる事項について変動を生じたときは開発登録簿に必要な修正を加え、また、検査済証を交付したとき、法第41条第2項ただし書若しくは法第42条第1項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第2項の協議が成立したときは、開発登録簿にその旨を付記するものとする。
- (3) 法第38条の規定による開発行為の廃止の届出があったときは、遅滞なく、開発登録簿を閉鎖するものとする。
- (4) 開発登録簿の閲覧に関しては、細則第14条から第17条までの規定によるものとする。
- (5) 細則第18条に規定する開発登録簿謄本交付申請書が提出され、法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しを交付する際には、当該写しが開発登録簿の真正な写しであることを証する旨を付記し、市長印を押印するものとする。

(開発行為及び建築等に関する証明書)

第19条 省令第60条の規定による証明書の交付に関しては、次により行うものとする。

- (1) 細則第19条に規定する都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書(様式第42号)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

区 分	図 書
-----	-----

ア 法第29条の規定に適合していることの証明	a 許可の内容に適合していることの証明（宅地の分譲にあつては、開発者が一括して証明を求める場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> 1 位置図 2 公図写し 3 区画確定測量図 4 開発行為に関する工事の検査済証の写し
	b 許可不要であることの証明	<ul style="list-style-type: none"> 1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図 4 建築物等の平面図 5 法第29条第1項各号又は第2項各号の一に該当する理由を示す書面（関係機関の発行する証明書（同条第1項第2号又は第2項第1項第2号に規定する農業、林業又は漁業を営号に規程する農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為にあつては、農林漁業を営む者であることの証明書（様式第43号））等を含む。）
イ その他		<ul style="list-style-type: none"> 1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図 4 建築物等の平面図 5 法第29条、第37条、第41条及び第42条の規定に適合する理由を示す書面（関係機関が発行する証明書等を含む。）

(2) 市長は、審査の結果、相当と認めるときは、省令第60条に規定する都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明書を申請者に交付するものとする。

(3) 次の表の左欄に掲げる事項の証明は、原則として、当該右欄に掲げる図書をもって充てるものとし、前2号の事務処理は省略するものとする。

区 分	図 書
-----	-----

<p>ア 法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可の内容に適合していることの証明（宅地分譲の場合を除く。）</p>	<p>当該許可に係る許可書の写し</p>
<p>イ 法第41条第 2 項ただし書、法第42条第 1 項ただし書の規定による許可の内容に適合していることの証明</p>	<p>当該許可に係る許可書の写し</p>

（各種申請書等の提出部数）

第20条 この要領に定める申請書等の提出部数は、別表第 2 に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要領の実施の日の前日までに、静岡県のでめた開発行為等事務処理要領（平成 7 年 4 月 1 日実施）の規定及び様式に基づいて提出されている申請書又は届出書は、それぞれこの要領の相当する規定及び様式に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

別表第1（第3条、第4条関係）

設計図書等の作成要領

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	開発区域位置図	1/50,000以上	(1)方位 (2)地形 (3)開発区域の位置 (4)開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称 (5)放流先河川の位置及び名称	地形図を準備すること。 2部提出。
2	現況図	1/3,000以上	(1)方位 (2)開発区域の境界 (3)標高差を示す等高線（2メートルの標高差を示すものであること。） (4)植生区分 (5)建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 (6)開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状 (7)道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員 (8)政令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 (9)政令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置	(8)及び(9)は1ヘクタール以上のもののみ
3	公図写	公図どおり	(1)方位 (2)開発区域の境界 (3)市町の区域内の町又は字の境界 (4)土地の地番及び形状 (5)開発区域外で開発行為に関する工事を行う土地の位置	開発区域周辺も適宜表示すること。公共用地は、次によりうすく着色すること。 公道 = 赤 水路 = 青 堤塘敷 = うす黒
4	開発区域区域図	1/3,000以上	開発区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において、市界、市区域内の字の境界、都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したもの	

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
5	土地利用 計画図	1 / 1,000 以上	(1)方位 (2)開発区域及び工区の境界 (3)主要構造物の標高 (4)公園、緑地、広場の位置、形状、面積、 出入口及びさく又はへいの位置 (5)開発区域内外の道路の位置、形状及び 幅員 (6)表面水の流れ方向 (7)排水施設の位置、形状及び水の流れの 方向 (8)都市計画施設又は地区計画に定められ た施設の位置、形状及び名称 (9)消防水利の位置及び形状 (10)調整池の位置及び形状、調整容量（ 多目的利用の場合にあっては、専用部分と 多目的利用部分の区分） (11)河川その他の公共施設の位置及び形状 (12)予定建築物等の敷地の形状及び面積 (13)敷地に係る予定建築物等の用途、規模 (14)公益的施設の敷地の位置、形状、名称及 び面積 (15)樹木又は樹木の集団の位置 (16)緩衝帯の位置、形状及び幅員 (17)法面（がけを含む。）の位置及び形状、勾 配 (18)擁壁の位置及び種類	2部提出。
6	造成計画 平面図	1 / 1,000 以上	(1)方位 (2)開発区域及び工区の境界 (3)標高差を示す等高線 (4)切土又は盛土をする土地の部分 (5)擁壁の位置、種類及び高さ (6)法面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配 (7)道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交 差点の計画高 (8)調整池の位置及び形状 (9)予定建築物等の敷地の形状及び計画高 (10)造成計画断面図、がけの断面図及び擁壁 の断面図に表示する断面の位置	(3)の等高線は、細 線で表示すること。 (4)の切土又は盛土 をする土地の部分 は、次により着色す ること。 切土 = 黄 盛土 = 赤 (4)の切土又は盛土 をする土地の部分 で表土の復元等の 措置を講ずるもの があるときは、その 部分を図示するこ と。

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
7	造成計画断面図	1 / 1,000 以上	(1)開発区域及び工区の境界 (2)切土又は盛土をする前後の地盤面 (3)計画地盤高	切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土 = 黄 盛土 = 赤
8	排水施設計画平面図	1 / 600 以上	(1)開発区域及び工区の境界 (2)排水区域の区域界 (3)調整池の位置及び形状 (4)都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 (5)道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 (6)排水管の勾配及び管径 (7)人孔の位置及び人孔間距離 (8)水の流れの方向 (9)吐口の位置 (10)放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 (11)予定建築物等の敷地の形状及び計画高 (12)道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 (13)法面(がけを含む。)又は擁壁の位置及び形状	
9	給水施設計画平面図	1 / 600 以上	(1)開発区域及び工区の境界 (2)給水施設の位置、形状、内のり寸法 (3)取水方法 (4)消火栓の位置 (5)予定建築物等の敷地の形状	自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く。
10	がけの断面図	1 / 50 以上	(1)がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ) (2)切土又は盛土をする前後の地盤面 (3)小段の位置及び幅 (4)石張、張芝、モルタルの吹付け等のがけ面の保護の方法	切土をした土地の部分に生ずる高さ2メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さ1メートルを超えるがけ、切土・盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さ2メートルを超えるがけ及び自然がけについ

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
				て作成すること。 擁壁で覆われるが け面については、 土質に関する事項 は、示すことを要し ない。
11	擁壁の断面図	1 / 50 以上	(1)擁壁の寸法、勾配並びに材料の種類及び寸法 (2)裏込めコンクリートの寸法 (3)透水層の位置及び寸法 (4)擁壁を設置する前後の地盤面 (5)基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (6)鉄筋の位置及び径 (7)水抜き穴の材料、寸法及び位置	配筋図を含む。
12	求積図	1 / 1,000 以上。ただし、開発面積が20ヘクタール以上のものは1 / 3,000 以上	(1)開発区域の面積	
13	防災工事計画平面図	1 / 1,000 以上。ただし、開発面積が20ヘクタール以上のものは1 / 3,000 以上	(1)方位 (2)開発区域及び工区の境界 (3)標高差を示す等高線 (4)計画道路線 (5)防災施設の位置、形状、寸法及び種類 (6)段切位置 (7)表土除去位置 (8)ヘドロ除去位置、除去深さ (9)工事中の雨水排水経路 (10)防災施設の設置時期及び期間	開発地が山地で大規模な開発の場合に作成すること。
14	防災施設構造図	1 / 100 以上	(1)調整池、砂防ダムその他の防災施設の構造	
15	構造計算書		(1)鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他の構造物の構造計算	

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
16	安定計算書		(1)擁壁で保護しないがけの安定計算等	
17	水理計算書		(1)放流先河川又は水路の流下能力 (2)開発区域内排水施設の排水能力 (3)調整池の容量、放流口及び余水吐の断面等	
18	土地調査書及び地盤改良計画図書		(1)土質の状況 (2)地盤改良の計画	軟弱地盤等を含む場合に添付すること。
19	その他市長が必要と認める図書		(1)公共施設新旧対照図 法第 32 条同意・協議書の内容が、現況図、公図及び土地利用計画図によって容易に把握されない場合には、添付すること。 (2)道路縦断面図、道路横断面図、道路断面構造図、排水施設構造図、公園計画平面図等 法第 32 条協議の結果、市等に移管されないことされた場合又は同協議が成立しなかった場合に添付すること。 (3)その他審査上特に必要と認める図書	

(注)

- 1 申請図書は A 4 判に製本すること。
- 2 設計図書には設計者が記名押印又は署名すること。
- 3 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい(この場合には、2 種類程度を限度とする。)。逆に、一葉の図面に明示すべき事項すべてを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 4 上表に掲げる縮尺によることが不適當である場合は、適切な縮尺で作成すること。
- 5 設計図書に用いる凡例は、付表に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。

別表第 2 (第20条)

開発行為許可申請書等提出部数一覧表

番号	申請等の種類	提出部数		備考 (要領)
		正	副	
1	開発行為予備審査依頼書	1	-	第 3 条
2	開発行為許可申請書	1	1	第 4 条
3	工事着手届	1	-	第 6 条
4	工程報告書	1	-	第 7 条
5	工事完了届出書・公共施設工事完了届出書	1	-	第 9 条
6	手直工事(指示事項)完了報告書	1	-	第 9 条
7	開発区域内における建築等制限解除申請書	1	1	第 10 条
8	開発行為に関する工事の廃止の届出書	1	-	第 12 条
9	開発行為変更許可申請書	1	1	第 13 条
10	開発行為変更届	1	-	
11	制限区域内における建築の許可申請書	1	1	第 15 条
12	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	1	1	
13	地位の承継届	1	-	第 16 条
14	地位の承継の承認申請書	1	1	第 17 条
15	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書	1	1	第 19 条

要領様式内容

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第 1 号	開発行為予備審査依頼書	
第 2 号	開発計画概要書	
第 3 号	開発行為現地予備審査表	
第 4 号	開発行為予備審査の結果について	
第 5 号	開発行為許可申請書	省令別記様式第二
第 6 号	設計説明書	
第 7 号	都市計画法第32条の規定に基づく同意	
第 8 号	新設する公共施設一覧表	
第 9 号	開発区域内権利者一覧表	
第10号	開発行為の施行等の同意書	
第11号	設計者の資格に関する申告書	
第12号	申請者の資力及び信用に関する申告書	
第13号	資金計画書	省令別記様式第三
第14号	工事施行者の能力に関する申告書	
第15号	開発行為審査表	
第16号	都市計画法第29条の開発行為について（許可）	
第17号	工事着手届	細則様式第 1 号
第18号	工程表	細則様式第 2 号
第19号	工事完了届出書	省令別記様式第四
第20号	公共施設工事完了届出書	省令別記様式第五
第21号	開発行為に関する工事の完了検査結果書	
第22号	手直工事（指示事項）完了報告書	
第23号	開発行為に関する工事の検査済証	省令別記様式第六
第24号	公共施設に関する工事の検査済証	省令別記様式第七
第25号	開発区域内における建築等制限解除申請書	細則様式第 6 号
第26号	開発区域内における建築等制限解除審査表	
第27号	開発区域内における建築等の制限解除について	

第28号	開発行為に関する工事の廃止の届出書	省令別記様式第八
第29号	開発行為工事廃止届受理審査表	
第30号	開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について	
第31号	開発行為変更許可申請書	細則様式第4号
第32号	開発行為変更許可審査表	
第33号	開発行為の変更について（許可）	
第34号	開発行為変更届	細則様式第5号
第35号	制限区域内における建築の許可申請書	細則様式第8号
第36号	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	細則様式第9号
第37号	開発区域内における建築等の許可について	
第38号	地位の承継届	細則様式第10号
第39号	地位の承継の承認申請書	細則様式第11号
第40号	地位の承継の承認について	
第41号	開発登録簿	
第42号	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書	細則様式第13号
第43号	農林漁業を営む者であることの証明書	

申請書等添付書類一覧

区 分	添 付 図 書
1 開発行為予備 審査依頼書 (様式第1号)	ア 開発計画概要書(様式第2号) イ 開発区域位置図(作成要領は別表第1による。) ウ 現況図(作成要領は別表第1による。) エ 土地利用計画図(作成要領は別表第1による。) オ 公図写(作成要領は別表第1による。) カ 接続道路の概要及び改修計画書(必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること。) キ 流末水路の概要及び改修計画書(放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否について検討すること。) ク 現況写真(開発区域全景及び放流先河川等)
2 開発行為許可 申請書 (様式第5号)	ア 申請者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書) イ 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面(指導要綱第6条の承認を受けた事業を除く。) ウ 設計説明書(様式第6号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く。) エ 都市計画法32条の規定に基づく同意及び新設する公共施設一覧表(様式第7号及び第8号) オ 開発区域内権利者一覧表(様式第9号) カ 開発行為の施行等の同意書(様式第10号。印鑑証明を添付すること。) キ 設計者の資格に関する申告書(様式第11号。開発区域の面積が1ヘクタール以上のものに限る。) ク 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第12号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為を除く。) ケ 資金計画書(様式第13号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為を除く。) コ 工事施行者の能力に関する申告書(様式第14号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為を除く。) サ 土地の登記事項証明書 シ 設計図書(作成要領は別表第1による。) 開発区域位置図 現況図 公図写 開発区域区域図 土地利用計画図 造成計画平面図 造成計画断面図 排水施設計画平面図 給水施設計画平面図 がけの断面図 擁壁の断面図 求積図 防災工事計画平面図 防災施設構造図 構造計算書 安定計算書 水理計算書 土地調査書及び地盤改良計画図書 その他市長が必要と認める図書
3 工事着手届 (様式第17号)	工程表(様式第18号)

4	工程報告書	
5	工事完了届出書 (様式第 19 号) 公共施設工事 完了届出書 (様式第 20 号)	ア 開発区域位置図(縮尺 1 / 50,000 以上) イ 許可に係る造成計画平面図 ウ 防災施設の出来形図(許可に係る防災施設構造図に計画値と出来形を 対照したもの。指導要綱第 6 条の承認を受けた事業で防災工事完了届 が受理されている施設にあっては、当該受理書の写しをもってこれに 代えることができる。 エ 擁壁の出来形図(許可に係る擁壁の断面図に計画値と出来形を対照し たもの。) オ 区画確定測量図(各区画の確定面積を明示したもの。宅地分譲に限る。) カ 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべ き者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す図面(検査不 要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載する こと。) キ 工事の施工状況が確認できる写真(第 8 条(写真の整備)による。) ク 実質工程表 ケ 品質管理表 コ 最終許可書の写し
6	手直工事(指 示事項)完了 報告書 (様式第 22 号)	ア 手直工事箇所の位置図(造成計画平面図を利用すること。) イ 工事前及び工事完了後の写真
7	開発区域内に おける建築等 制限解除申請 書 (様式第 25 号)	ア 開発区域位置図(縮尺 1 / 50,000 以上) イ 許可に係る土地利用計画図 ウ 建築物等の位置図、配置図 エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺 1 / 200 以上) オ 建築物等の用途、構造、規模(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟 数を示す書面 カ 防災施設の出来形図(許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を 対照したもの。指導要綱第 6 条の承認を受けた事業で防災工事完了届 が受理されている施設にあっては、当該受理書の写しをもってこれに 替えることができる。) キ 擁壁の出来形図(許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照し たもの。) ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者若しくは管理者と なるべき者の工事の検査結果を示す書面及び進捗状況を示す書面 ケ 工事の施工状況が確認できる写真(第 8 条(写真の整備)による。) コ 建築工事工程表 サ 品質管理表

8	開発行為に関する工事の廃止の届出書 (様式第 28 号)	ア 開発区域位置図(縮尺 1 / 50,000 以上) イ 工事を廃止した土地の現況図(縮尺 1 / 1,000 以上。ただし、開発区域が 20 ヘクタール以上のものにあつては、縮尺 1 / 3,000 以上。工事着手した場合には、工事着手した土地の範囲を明示すること。) ウ 工事の廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書(工事着手した場合に限る。) エ 工事の廃止に伴う防災工事計画書(工事着手した場合に限る。) オ 現況写真 カ 工事の施工状況が確認できる写真(第 8 条(写真の整備)による。工事着手した場合に限る。)
9	開発行為変更許可申請書 (様式第 31 号)	ア 変更しようとする理由を示す書面 イ 変更事項新旧対照表(変更事項について変更前と変更後を対照したもの。) ウ 変更箇所が確認できる図書(作成は第 4 条(開発行為の許可)に準ずる。)
10	開発行為変更届 (様式第 34 号)	
11	制限区域内における建築の許可申請書 (様式第 35 号)	ア 開発区域位置図(縮尺 1 / 50,000 以上) イ 許可に係る土地利用計画図 ウ 建築物等の位置図及び配置図(縮尺 1 / 500 以上) エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺 1 / 250 以上) オ 建築物等の用途、規模、構造(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面
12	予定建築物等以外の建築等の許可申請書 (様式第 36 号)	本表第 11 項のアからオに掲げる図書
13	地位の承継届 (様式第 38 号)	戸籍謄本(法人にあつては、法人の登記事項証明書)及びその他承継を証する書面
14	地位の承継の承認申請書 (様式第 39 号)	ア 申請者の住民票の写し(法人にあつては、法人の登記事項証明書) イ 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施工する権限を取得したことを証する書面 ウ 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第 12 号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為を除く。) エ 資金計画書(様式第 13 号。自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物等を目的とする開発行為で開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為を除く。) オ 工事の施工状況を示す書面

開発行為予備審査依頼書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

依頼者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印
電話番号
氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)
{ を自署する場合は、押印は不要であること。 }

次のとおり、開発行為を行いたいので、菊川市開発行為等事務処理要領第3条の規定により予備審査を依頼します。

記

- 1 開発行為をしようとする場所
- 2 区域区分 市街化区域
市街化調整区域
区域区分を定めない都市計画区域
準都市計画区域
都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域
- 3 用途地域
- 4 面積 m²
- 5 目的
- 6 予定建築物等

開発計画概要書

開発区域の地名地番							
地 目	地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	合計
	面積(実測公簿の別)						
	比率						
権利等				地盤の状況			
申請予定者住所氏名	電話			工事施行者住所氏名	電話		
				設計者住所氏名	電話		
開発行為の目的				予定建築物等の用途			
設計の方針							
開 発 区 域	法令等の名称	区域区分等	有無の別及び面積			備考	
	都市計画法	市街化区域	有() 無() m ²			用途地域()	
		市街化調整区域	有() 無() m ²				
		区域区分を定め ない都市計 画区域	有() 無() m ²			用途地域()	
		準都市計 画区域	有() 無() m ²				
		都市計 画区域及 び準都市 計画区域 以外の区 域	有() 無() m ²				
		都市計 画施設	有() 無() m ²			種類()	
	建築基準法	災害危険区域	有() 無() m ²				
	地すべり等防止法	地滑り防止区域	有() 無() m ²				
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜崩落危険区域	有() 無() m ²				
砂防法	砂防指定地	有() 無() m ²					

の 法 規 制 状 況	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		土砂災害特別警戒区域	有 (m ²) 無			
			土砂災害警戒区域	有 (m ²) 無			
	河 川 法		河 川 区 域	有 (m ²) 無			
	海 岸 法		海 岸 保 全 区 域	有 (m ²) 無			
	宅地造成等規制法		宅地造成工事規制区域	有 (m ²) 無			
	農 地 法		農地・採草牧草地	有 (m ²) 無			
	農業の振興地域の整備に関する法律		農用地区域	有 (m ²) 無			
	森 林 法		保 安 林	有 (m ²) 無			
			保安施設地区	有 (m ²) 無			
			地域森林計画対象民有林	有 (m ²) 無			
	自 然 公 園 法		特 別 地 域	有 (m ²) 無	地区区分()		
			普 通 地 域	有 (m ²) 無			
	自 然 環 境 保 全 法		自然環境保全地域	有 (m ²) 無	地区区分()		
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		特 別 保 護 地 区	有 (m ²) 無			
文 化 財 保 護 法		周知の埋蔵文化財包蔵地	有 (m ²) 無	遺跡等の名称 ()			
静岡県風致地区条例		風 致 地 区	有 (m ²) 無	地区区分()			
接 続 道 路	道路の名称		排 水 先	河川等の名称			
	管 理 者			管 理 者			
	道路幅員			整 備 状 況			
	整 備 状 況			放 流 の 承 認			
土 地 利 用 計 画	利用区分	営業用地 (自己用地も含む)	公共の用に供する土地			その他	合 計
			道路用地	公園用地	排水施設用地		
	面 積						
	比 率						
	区画の内訳(分譲住宅用地のみ記載)			165～200 m ² 未満	200 m ² 以上	合 計	
区画数							
備 考							
予 定 工 期	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日			

開発行為現地予備審査表

依頼者住所・氏名							
開発行為地							
面積	地区区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	計
	公簿						m ²
	実測						m ²
目的				予定建築物等			
権利等							
地区の状況			指示(特記)事項				
開発区域の自然環境の変化の有無							
各種指定、地域、地区との適合							
開発区域内及び周辺の崖崩れ及び出水の状況							
開発行為により予測される各種公害発生の有無及び対策							
給水計画(給水の方法、能力等)							
排水計画(排水の方法、放流先等)							
樹木の保存計画(現況植生)							
消防水利の有無、方法等							
工事車輛等の進入路の有無及び安全対策							
工事に伴う防災対策							
地盤の現況等(軟弱地盤対策等)							
接続道路							
公共施設の有無及び管理者							
都市計画施設							
土工量			盛土搬入量		残土処理量		
その他							
開発行為をするにあたって必要とされる他の法令等の許認可名及びその担当課名							
調査日		年 月 日		調査員			
立会人		依頼者					
		設計者					

第 年 月 日

依頼者様

菊川市長 氏 名 印

開発行為予備審査の結果について

このことについて、予備審査の結果を下記のとおり通知します。

なお、下記事項について、関係機関との協議が整うなど課題が解決した場合には、開発行為許可申請書を提出してください。

- イ 開発行為の位置
- ロ 開発面積
- ハ 予定建築物の目的

記

予備審査に対する意見

(注) この通知書に記載の通知日から3年以内に開発行為許可申請書を提出してください。3年を過ぎますとこの通知は失効します。

様式第5号(要領第4条関係)(省令別記様式第二)

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項(第2項)の規定により開発行為の許可を申請します。 年 月 日 菊川市長 氏 名 えて 許可申請者 住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 } 氏 名 { 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 } 印 電話番号 { 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要であること。 }		手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者の住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	
	6 工事完了予定年月日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
受付番号	年 月 日 第 号	
許可に付した条件		
許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 印のある欄は記載しないこと。
- 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行なわれる場合に記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 「工事着手予定年月日」の欄には、「許可の日から」、又は、「許可の日から何ヶ月後」等と記入すること。
- 5 「工事完了予定年月日」の欄には、「工事着手後何ヶ月」等と記入すること。
- 6 申請書に関する連絡先を欄外に記載すること。

設 計 説 明 書

1 事業計画の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果等事業計画の概要を記載すること。
- (2) 既存計画又は将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。

2 計画地の現況

(1) 土地の地目別内訳等

区 分	公 簿 面 積				実 測 面 積	
	既取得地	未取得民有地	未取得公有地	計	面 積	割 合
宅 地						
農 地	田					
	畑					
	その他					
	小計					
山 林						
原 野						
公共公益用地						
そ の 他 ()						
計						

(注) 農地欄のその他には採草放牧地を記載すること。

(2) 計画地の現状

標高	最高地平均 m ~ 最低地最高差 m			
傾斜状況	勾配	面積	割合	土地利用方針
	0度~15度	m ²	%	
	15度~30度			
	30度~45度			
	45度以上			
地盤の状況及び地盤対策の必要性の有無				
河川	流域面積 ha 全体面積の %	流末経路	放流先 中間経路	【例】 調整池 調整池 (普) 川 (普) 川
			河川法上の 河川又は海	(一) 川 (一) 川 海
計画地への交通路	取り付ける 認定道路	道 線 (W = m) 道 線 (W = m)		
	進入路区間	W = m L = m 現況地目		

(注)

- 「流末経路」の欄には、放流先から最終の流末河川までを系統ごとに記載すること。また、河川の級種別も記載すること。
- 「取り付ける認定道路」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。
なお、当該道路を拡幅する場合には、現況幅員及び拡幅後の幅員をそれぞれ記載すること。
- 「進入路区間」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路の区間について記載すること。

(3) 土地利用規制現況等

根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面積	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面積
国土利用計画法		ha	自然公園法		ha
都市計画法			文化財保護法		
農振法 (農用地区域)		()	宅地造成等規制法		
森林法					

(注)

- 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記載すること。
- 2 国土利用計画法の欄には菊川市土地利用基本計画による地域区分の細区分を記すこと。

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

	施設名	面積	割合	数量・規模等についての概要説明
営業用施設 (自己用を含む)		m ²	%	
	小計			
公共施設				
	小計			
公益施設				
	小計			
その他				
	小計			
合計			100	

住区街区の設定計画（分譲地、工場団地に係るもの）

街区数	街区	最大街区面積	m ²	街区最長辺長	m
最大区画面積	m ²	最小区画面積	m ²	平均区画面積	m ²
予定建築物	(例)住宅	集会所		その他	合計
区画数	(例)120	2		1	130

(注)

- 1 営業用施設 分譲用宅地、ゴルフ場のホール等計画の主たる目的とした施設
- 2 公共施設 計画地内で整備しようとする道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設
- 3 公益的施設 計画地内で整備しようとする水道、廃棄物処理施設、バス停、社会福祉施設、医療施設、公民館、集会所、変電所、官公署、教育施設等
- 4 その他 上記1～3に区分されない施設、未利用地ほか。
- 5 工区を設定する場合には、工区ごとにとりまとめること。

(2) 開発率

施行区域の面積に対する現地形又は現植生を変更する土地の面積の割合を記載すること。

%
$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 100 =$

4 個別計画の明細

(1) 防災計画

区 分	種 別	施設概要（構造等）
河川改修	（河川・水路名）	（例） L = m、W = m
防災施設	（調整池）	必要調整容量 V = m ³
	（砂防堰堤）	調整池容量 V = m ³
その他		

（注）

- 1 開発行為において施行する防災計画を明らかにすること。
- 2 施設には符号を付すこと等により図面と対照しやすいようにすること。
- 3 流末河川について河川名を明示して現況・流下能力及び改修計画を明示すること。
- 4 水理計算書を添付すること。
- 5 流出土砂量計算書を添付すること。
- 6 調整池容量計算書を添付すること（下流の流下能力の検討を含む。）
- 7 下流の流下能力を検討した位置の各断面寸法が判読できる写真を添付すること。

(2) 生活用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

計画給水区分	給水量等	積算の基礎	
		施設ごとの給水人口等	最大給水量
計 画 年 次	年	（例） 分譲宅地 区画（戸）× 人 = 人	1人 m ³ /日 × =
計画給水人口	人		
1日1人当たり給水量	最大	ℓ/日	
	平均	ℓ/日	
1日当たり給水量	最大	m ³ /日	
	平均	m ³ /日	
時間最大給水量		m ³ /時	

(3) 工業用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

用途	区分	使用水量	積算の基礎
ボイラー用水		m ³ /日	
原料用水			
製品処理及び洗浄用水			
冷却用水			
温調用水			
その他			
計			

(4) その他の用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

生活用水、工業用水以外の用水を使用する場合は、上記の例に準じて記載すること。

(5) 水源及び水量（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

水源の種別	水量等		備考
水道	水道の名称	最大受水量	分水又は給水承諾書を添付すること。
		m ³ /日	
地下水	くみ上げ地点	最大取水量	地下水の採取計画書を添付すること。
		m ³ /日	
表流水	河川の名称	最大取水量	水利権許可書又はこれに準ずるものを添付すること。
		m ³ /日	

(6) 給水施設計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

施設区分	規模・構造等についての説明
(例) 貯水槽 給水管	

(7) 排水施設計画

施設区分	規模・構造	積算の基礎等

(注)

- 1 雨水と雨水以外の下水、開発区域内と開発区域外とに区分して排水系統ごとに記載すること。
- 2 4 (1) 防災計画に掲げた施設の再掲は不要である。

(8) 道路計画

道路区分	幅員	延長	勾配			最小曲線 半径	(計画) 交通量	備考
			最小	最大	平均			
公道の現況	m	m	%	%	%	m	台/日	道 ～ 線
進入路								市等移管道 L = m
幹線道路								
支線道路								

(注)

- 1 「公道の現況」の欄には、開発区域内の道路が接道する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。この場合、L = 200メートルの範囲で記載すること。
- 2 「進入路」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路について記載すること。

(9) 清掃施設計画

施設区分	処理方法	規模・構造	積算の基礎	備考

(注)

- 1 し尿、雑排水、ごみに区分して、それぞれの施設計画を明らかにすること。
- 2 施設の維持管理の責任及び処理水の水质等処理後の状況を備考欄に記入すること。

(10) 消防用施設計画

施設区分	規模・構造	配置計画

(11) その他の施設計画

施設名	説明

5 関連公共・公益的施設の整備

施設名	施設管理者	整備計画の明細	協議状況

(注)

- 1 開発行為に伴って、公共施設又は公益的施設を整備する計画がある場合は、この計画について記載すること。
- 2 「協議状況」の欄には、当該施設の管理者との協議の状況を記載すること。

6 切土盛土の土量集計

符号	施工区域	切土	盛土	残土 不足土	残土・不足土の処理方法
		m ³	m ³	m ³	
計					

(注)

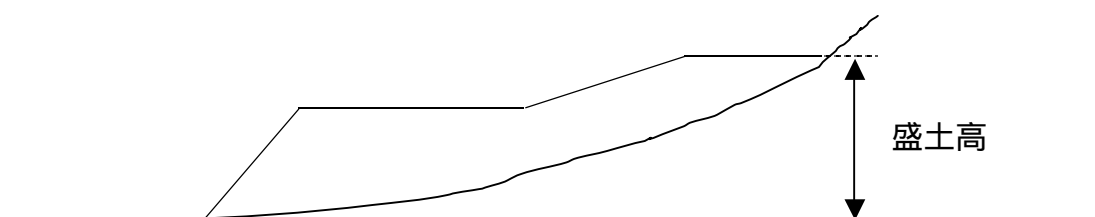
- 1 土量計算書を添付すること。
- 2 符号は、符号欄と土量計算書と同一のものを付し、対照しやすいようにすること。
施工区域は適宜区分すること。
- 3 計画地外からの土砂の搬入又は、計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地、捨土場所、運搬経路、採取方法、捨土方法について明記すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

7 地盤・法面・擁壁等の安全対策

(1) 切土・盛土

区 分	最大切盛高	法 勾 配	備 考
切 土			
盛 土			

(注) 盛土高の計算方法は下図の例によること。



(2) 法面保護・擁壁

位 置	区 分	規模及び構造

(3) 地 盤

改良箇所	改 良 方 法

8 公園計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

各公園の面積、出入口の数、勾配、施設計画（利用者の安全確保のための施設、排水施設、植栽、遊戯施設等）等について記載すること。

なお、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為であって、政令第25条第6号ただし書き規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

9 環境保全対策（開発区域の面積が1ヘクタール未満のものは除く。）

(1) 樹木等の保存計画

区 分	分布状況	保存計画
樹 木	本 (m ²)	本 (m ²)
樹木の集団	m ²	m ²

(注)

- 1 樹木とは、高さが10メートル以上の健全な樹木をいう。樹木が広範に分布する場合には、数量の単位は平方メートルとする。
- 2 樹木の集団とは、高さが5メートル以上で、かつ、面積が300平方メートル以上の健全な樹木の集団という。
- 3 政令第28条の2第1号ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

(2) 表土の復元等の計画

ア 高さが1メートルを越える切土又は盛土をする土地の面積

区 分	面 積
切 土	m ²
盛 土	
合 計	

イ アの土地に対する表土の復元等の措置（アの土地の合計の面積が1,000平方メートル未満のものは除く。）

区 分	面 積
表土の復元	m ²
客 土	
土壌の改良	
そ の 他	
合 計	

(3) 緩衝帯の配置計画

緩衝帯の配置計画、幅員及び緑化計画の方針について記載すること。

なお、政令第28条の3ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

10 工事中の災害防止等の計画

(1) 土砂流出防止計画等

区 分	具 体 的 な 対 策 等
土砂流出・崩壊防止	
水質汚濁防止	
飲料水確保	
交通安全対策	
騒音対策	
そ の 他	

(2) 施工管理体制

(注) 工事中の現場管理体制、特に非常時の連絡体制を記載すること。工事施行者が未
定で許可を受ける場合には、工事着手届において明らかにする旨記載し、工事着手
届に添付してもよい。

11 施設完成後の管理計画等

	施 設 名	管 理 者	管 理 方 法 等
営業用施設 (自己用を含む)			
公共施設			
公益的施設			
その他			

(注)

- 1 3土地利用計画(1)施設計画の概要に掲げた施設区分に従い、施設完成後の当該施設の管理者及び管理方法等について記載すること。
- 2 公共施設又は公益的施設であって、公共団体に移管されないものについては、その管理方法等を特に詳細に記載しすること。

申請者様

公共施設の管理者 印

都市計画法第32条の規定に基づく同意

年 月 日付けによる申請については下記のとおり同意します。

記

- 1 従前の公共施設一覧表(付替をしない場合)
別紙(1)のとおり。
- 2 付替えに係る公共施設一覧表(付替をした場合)
別紙(2)のとおり。
- 3 その他(条件等)

(注)

- 1 別紙には、付替えをした場合と、付替えをしない場合のいずれか一つを添付すること。
- 2 その他の条件等があれば具体的内容を示すこと。
- 3 開発行為許可申請時に添付すること。

別紙 (1)

従前の公共施設一覧表（付替道路、水路を設置しない場合）

従前の公共施設 の名称	新旧対照 図に付し た番号	廃止、付 替え、拡 幅等の別	概 要			管理者 名称	所有者 の名称	摘 要
			延 長	幅 員 (管径)	面 積			
			m	m	m ²			

(注) 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。

別紙 (2)

付替えに係る公共施設一覧表（付替道路、水路を設置した場合）

従前の公共施設			付替えに係る公共施設			付替後における 従前の公共施設 用地の帰属	摘 要
名 称	新旧対照図に 付した番号		名 称	新旧対照図に 付した番号			
	番号	地積		番号	地積		

(注) 都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入すること。

記入上の留意点

- 1 開発区域の公共施設を廃止、拡幅又はそのまま存置する場合には、別紙(1)に記入すること。
- 2 その他の場合には、別紙(2)に記入し、「付替後における従前の公共施設用地の帰属」欄には、開発行為の許可を受けた者を記入すること。また、「摘要」欄には、「付替えに係る公共施設」の所有者を記入すること。

新設する公共施設一覧表

新設する公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	概 要			管理者となるべき者の名称	摘 要
		延長	幅員 (管径)	面積		
		m	m	m ²		

上記のとおり都市計画法第 32 条に規定する協議を了したことを証します。

年 月 日

（公共施設管理者）

氏 名 印

- （注）1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。
 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。
 3 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を摘要の欄に記入すること。

様式第9号（要領第4条関係）

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	面積 m ²	権利の種別	権利者の氏名	同意の有無	摘要

- （注）
- 1 物件の種類欄には、土地・建物等の種別を記入すること。
 - 2 権利の種別欄には、所有権・抵当権等の別を記入すること。
 - 3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。
 - 4 同一物件に複数の権利者がいる場合には、全ての権利者について記入すること。

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住所
氏名 様

権利者 住 所
氏 名 印
電話番号

わたくしが権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても意義ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積 m ²	権利の種類	摘要

(注) 権利者の印に係る印鑑証明書を添付すること。

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

設計者 住 所
氏 名

年 月 日生

電話番号

次のとおり都市計画法第 31 条に規定する設計者の資格について次のとおり申告します。

学 歴	学校の名称	学部及び学科	所 在 地		修業年限
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在職期間 (合計 年 月)	
				年 月 から	年 月 まで
				年 月 から	年 月 まで
				年 月 から	年 月 まで
				年 月 から	年 月 まで
設 計 経 歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面 積	許認可の番号 及び年月日
				m ²	第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
都市計画法施行規則第 19 条の該当資格			第 1 号 第 2 号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ	

(注)

- 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。
- 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。
- 3 都市計画法施行規則第 19 条に規定する資格を証する書類を添えること。
- 4 開発行為の面積が 20 ヘクタール以上の場合の設計経歴欄には、20 ヘクタール以上の開発行為に関する工事の経歴を記入すること。

様式第 12 号 (要領第 4 条関係)

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

申請者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

都市計画法第 33 条第 1 項 12 号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	人(うち土木建築関係技術者 人)					
前年度事業量	千円	資産総額	千円			
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税 千円		事業税 千円			
主たる取引金融機関						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			才	年		
宅地造成経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面積	許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

(注)

- 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築事務所の登録、建築業法による建設業者の登録等について記入し、当該免許証等の写しを添付すること。
- 2 次に掲げる書類を添えること。
 - (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 財務諸表(直前の事業年度のもの)

資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位千円)

科 目		金 額
収 入	処分収入	
	宅地処分収入	
	補助負担金	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	(内訳)	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	給水施設工事費	
	防災工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
計		

(注) 処分収入にあつては、単価及び積算の基礎を科目欄に () 書きすること。附帯工事にあつては、工事の種別 (緑化費等) を区分して、それぞれについて記入すること。

2 年度別資金計画

(単位千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計	
支	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	借入金償還金						
出							
	計						
	入	自己資金					
		借入金					
		その他(権利金、入会金等)					
		処分収入					
		宅地処分収入					
その他処分収入							
補助費負担金							
計							
借入金の借入先							

(注) 収入について、調達方法を裏付ける書面(預金残高証明書、融資証明書等)の提出を求められる場合があるので留意すること。

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号
工事施行者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号に規定する必要な能力について次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円			
法 令 に よ る 登 録 等						
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関						
建設業法第 26 条による主任 技術者の住所及び氏名						
技術者略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			才	年		
宅 地 造 成 工 事 等 施 行 経 歴	注文主の氏名	元請・下請の別	工事施行場所	面 積	許認可 年月日	完了年月
				m ²	年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月

(注)

- 1 法令による登記等の欄には、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入し、当該許可証等の写しを添付すること。
- 2 次に掲げる書類を添えること。
 - (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 法人の登記事項証明書 (個人の場合は履歴書)

様式第 16 号 (要領第 4 条関係)

申請者様	第 年 月 日
菊川市長 氏 名 印	
都市計画法第 29 条の開発行為について (許可)	
年 月 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 条第 項の規定により、次のとおり許可します。	

開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称、地番		
	2	開発行為の目的及び開発区域の面積		平方メートル
	3	予定建築物等の用途		
	4	工事施行者住所氏名		
	5	工事着手予定年月日	許可の日から 日	
	6	工事完了予定年月日	工事着手後 ヶ月	
	7	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		
	8	その他必要な事項		

許可に付した条件 条件に関する教示	
----------------------	--

様式第 17 号 (要領第 6 条関係)(細則様式第 1 号)

工 事 着 手 届

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

届出者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

開発行為の工事に着手しますので、菊川市都市計画法施行細則第 3 条の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		
工 事 着 手 年 月 日 完了予定		年 月 日 着 手 年 月 日 完了予定
工 事 施 行 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 場 所	電話番号
現 場 管 理 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 場 所	電話番号

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

届出者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印
電話番号
{ 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)
を自署する場合は、押印は不要であること }

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号) が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は
工区に含まれる地域の名称

受付番号	年 月 日 第 号
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 否
検査済証番号	年 月 日 第 号
工事完了公告年月日	年 月 日

備考 印のある欄は、記載しないこと。

公 共 施 設 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

届出者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印
電話番号
{ 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)
を自署する場合は、押印は不要であること }

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、公共施設に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号) が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存在する開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

受付番号	年 月 日 第 号
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 否
検査済証番号	年 月 日 第 号
工事完了公告年月日	年 月 日

備考 印のある欄は、記載しないこと。

開発行為に関する工事の完了検査結果書

許 可 番 号	第 号	開発区域の名称	
許 可 年 月 日	年 月 日	着 手 完 了 年 月 日	年 月 日 着 手 年 月 日 完 了
開発者住所・氏名		検 査 年 月 日	
設 計 者		検 査 員	印
工 事 施 行 者		検 査 立 会 人	
検 査 結 果			
手直工事			
指示事項			
手直事項等の確認 (再検査)			
手直工事 (指示事項) 完了 報 告 受 付 年 月 日	年 月 日		
確認方法及び確認年月日	確認方法 確認年月日	現場検査・写真・その他 () 年 月 日	
備考			

手直工事 (指示事項) 完了報告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

報告者 住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

開発行為に関する 手直工事 (許可番号 年 月 日 第 号) が下記のと
指示事項
おり完了しましたので、開発行為等事務処理要領第 9 条第 3 号の規定に基づき報告します。

記

1 開発行為の場所

2 完了検査年月日 年 月 日

3 手直工事

4 指示事項

5 手直工事(指示事項)完了年月日 年 月 日

開発行為に関する工事の検査済証

第 年 月 日
号

菊川市長 氏 名 印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条の規定
による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許 可 番 号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者
の住所及び氏名

公共施設に関する工事の検査済証

第 年 月 日 号

菊川市長 氏 名 印

下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許 可 番 号 年 月 日 第 号
- 2 工事を完了した公共施設が
存する開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 許 可 を 受 け た 者
の 住 所 及 び 氏 名

開発区域内における建築等制限解除申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印
電話番号
{ 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)
を自署する場合は、押印は不要であること。 }

都市計画法第 37 条第 1 号の規定により、開発区域内の土地における建築等の制限解除を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
建築等の制限解除を申請する土地の区域	
予定建築物等の用途、規模、構造、棟数	
申請の理由	

(注) 「申請の理由」の欄には、申請の理由を具体的に記載すること。

添付書類

- 1 開発区域位置図 (縮尺 1 / 50,000 以上)
- 2 許可に係る土地利用計画図
- 3 建築物等の位置図、配置図
- 4 建築物等の平面図及び立面図 (縮尺 1 / 200 以上)
- 5 防災施設の出来形図
- 6 擁壁の出来形図
- 7 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面及び進捗状況を示す書面
- 8 工事の施行状況が確認できる写真
- 9 建築工事工程表
- 10 品質管理表

なお、上記 1 から 4 の図面については、建築確認申請と同一のものとし、併記可能なものは別葉としなくてもよい。

開発区域内における建築等制限解除審査表

申請日	年 月 日	市土地利用 指導要綱	承認日 承認番号	年 月 日 第 号	受付	年 月 日 第 号
申請者の住所・氏名						
開発行為の許可年月日・番号		年 月 日 第 号				
開発行為の目的						
開発区域に含まれる地域の名称						
建築等制限の解除を 申請する土地の区域						
添 付 図 面	項 目		有無	項 目		有無
	1	開発区域位置図		6	防災施設、擁壁の出来形図	
	2	土地利用計画図		7	公共施設、防災施設の検査済証	
	3	建築物等の位置図、配置図		8	工事施工写真	
	4	棟別一覧表		9	建築工事工程表	
	5	建築物等の図面 (平面、立面図)		10	品質管理表	
棟 別 概 要						
棟	用 途	構 造	規 模			備 考
			階 数	建築面積 (m^2)	延面積 (m^2)	
建築等の予定工期		着手	年 月 日	完了	年 月 日	
申請の理由						
建築等制限解除の適否の理由						

第 年 月 日 号

申 請 者 様

菊川市長 氏 名 印

開発区域内における建築等の制限解除について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第 37 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり建築等の制限を解除します。

記

1 開発行為許可年月日 年 月 日 第 号

2 開発区域に含まれる地域の名称

3 建築等の制限を解除する土地の区域

4 予定建築物等の用途、規模、構造、棟数

用 途	規 模			構 造	棟 数
	建築面積 (m^2)	延面積 (m^2)	階 数		

5 解除に付した条件

当該開発区域 (開発区域を工区に分けたときは当該工区) の工事が完了した旨の告示があるまでの間は、建築物等は使用してはならない。

6 条件に関する教示

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

届出者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印
電話番号
{ 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)
を自署する場合は、押印は不要であること。 }

都市計画法第 38 条の規定により、開発行為に関する工事 (許可番号 年 月 日
第 号) を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を 年 月 日
廃止した年月日
- 2 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の面積
- 4 工 事 の 廃 止 の 理 由

(注) 「工事の廃止の理由」の欄には、工事の廃止の理由を具体的に記載すること。

添付書類

- 1 開発区域位置図 (縮尺 1 / 50,000 以上)
- 2 工事を廃止した土地の現況図 (縮尺 1 / 1,000 以上。ただし、開発区域が 20 ヘクタール以上の
ものにあつては、縮尺 1 / 3,000 以上。工事着手した場合には、工事着手した土地の範囲
を明示すること。)
- 3 工事の廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書 (工事着手した場合に限る。)
- 4 工事の廃止に伴う防災工事計画書 (工事着手した場合に限る。)
- 5 現況写真
- 6 工事の施行状況が確認できる写真 (工事着手した場合に限る。)

開発行為工事廃止届受理審査表

届出日	年 月 日	市土地利用 指導要綱	承認日 承認番号	年 月 日 第 号	受付	年 月 日 第 号
届出者の住所・氏名						
開発行為の許可年月日・番号		年 月 日 第 号				
開発行為の目的						
開発区域に含まれる地域の名称						
添 付 書 類	項 目	有無	項 目	有無		
	1 開発区域位置図		4 防災工事計画書			
	2 現況図		5 現況写真			
	3 公共施設機能回復計画書		6 工事施行写真			
工事着手年月日		年 月 日 ・ 未着手				
工事廃止年月日		年 月 日				
現地確認年月日		年 月 日 ・ 現地確認不要				
工事廃止の理由						
公共施設機能回復措置の内容及びその適否						
防災措置の内容及びその適否						

様式第 30 号 (要領第 12 条関係)

第 年 月 日

届 出 者 様

菊川市長 氏 名 印

開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について

年 月 日付けで届出のあった都市計画法第 38 条の規定に基づく開発行為に関する工事 (許可番号 年 月 日 第 号) の廃止の届出書を受理したので通知
します。

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

申請者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印
電話番号
{ 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)
を自署する場合は、押印は不要であること。 }

次のとおり、開発行為の変更の許可を受けたいので、都市計画法第 35 条の 2 第 2 項の規定により申請します。

区 分		変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル	平方メートル
	予 定 建 築 物 等 の 用 途		
	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
	法 第 3 4 条 の 該 当 及 び 該 当 す る 理 由		
	そ の 他 必 要 な 事 項		
変 更 の 理 由			
開 発 行 為 の 許 可 番 号		年 月 日	第 号
受 付 番 号		年 月 日	第 号
変更の許可に付した条件			
変更の許可の許可番号		年 月 日	第 号

- (注) 1 印のある欄は、記載しないこと。
 2 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街地調整区域内において行なわれる場合には記載すること。
 3 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 4 工事の着手予定年月日又は、工事の完了予定年月日の変更を伴う場合には、「開発行為変更届」を添付すること。

第 号
年 月 日

申 請 者 様

菊川市長 氏 名 印

開発行為の変更について (許可)

年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

区 分		変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル	平方メートル
	予 定 建 築 物 等 の 用 途		
	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
	法 第 34 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由		
	そ の 他 必 要 な 事 項		

許可に付した条件
条件に関する教示

開 発 行 為 変 更 届

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

届出者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

次のとおり開発行為の変更をしたので、都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定により届け出ます。

変 更 に 係 る 事 項	
変 更 の 理 由	
開 発 許 可 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号

(注) 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

制限区域内における建築の許可申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

申請者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印
電話番号

{ 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)
を自署する場合は、押印は不要であること。 }

都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の規定により、建築の許可を申請します。

開 発 行 為 許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
制限を受けた内容	
建築物の構造等 (用途、規模、構造、棟数)	
申請の理由	

(注)「申請の理由」の欄には、申請の理由を具体的に記載すること。

添付書類

- 1 開発区域位置図 (縮尺 1 / 50,000 以上)
- 2 許可に係る土地利用計画図
- 3 建築物等の位置図及び配置図 (縮尺 1 / 500 以上)
- 4 建築物等の平面図及び立面図 (縮尺 1 / 250 以上)
- 5 建築物等の用途、規模、構造 (建築面積、延べ面積及び階数) 及び棟数を示す書面

予定建築物等以外の建築等の許可申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

申請者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印
電話番号

{ 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)
を自署する場合は、押印は不要であること。 }

都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築等の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
予定建築物等の用途	
予定建築物等以外の建築物等の用途又は用途変更しようとする建築物等の用途	
申請の理由	

(注)「申請の理由」の欄には、申請の理由を具体的に記載すること。

添付書類

- 1 開発区域位置図 (縮尺 1 / 50,000 以上)
- 2 許可に係る土地利用計画図
- 3 建築物等の位置図及び配置図 (縮尺 1 / 500 以上)
- 4 建築物等の平面図及び立面図 (縮尺 1 / 250 以上)
- 5 建築物等の用途、規模、構造 (建築面積、延べ面積及び階数) 及び棟数を示す書面
- 6 現況写真

第 年 月 日 号

申 請 者 様

菊川市長 氏 名 印

開発区域内における建築等の許可について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法
第 41 条第 2 項ただし書
第 42 条第 1 項ただし書
の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 開発行為許可年月日番号 年 月 日 第 号

2 建築等をしようとする場所

3 建築等の用途、規模、構造、棟数

用 途	規 模			構 造	棟 数
	建築面積(m ²)	延面積(m ²)	階 数		

4 許可の条件

5 条件に関する教示

地 位 の 承 継 届

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

届出者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印
電話番号

{ 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)
を自署する場合は、押印は不要であること。 }

都市計画法第 44 条の規定により、許可に基づく地位を承継しましたので届け出ます。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号	
開発区域に含まれる 地域の名称		
被 承 継 人	住所	
	氏名	
承 継 の 理 由		
承 継 年 月 日	年 月 日	

添付書類 承継の事実を証する書類

地 位 の 承 継 の 承 認 申 請 書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

申請者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印
電話番号

{ 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)
を自署する場合は、押印は不要であること。 }

都市計画法第 45 条の規定により、許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号	
開発区域に含まれる 地域の名称		
被 承 継 人	住所	
	氏名	
承 継 の 理 由		
権限を取得した年月日	年 月 日	

添付書類 権限の取得を証する書類

第 号
年 月 日

申 請 者 様

菊川市長 氏 名 印

地位の承継の承認について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第 45 条の規定により、次のとおり承認します。

- 1 開発行為許可年月日番号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 被承継人の住所及び氏名
- 4 自己の住居の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別
- 5 承継年月日
- 6 承継に付した条件
- 7 条件に関する教示

開 発 登 録 簿

番号	
----	--

当 初 許 可	許 可 番 号	第 号	承 継 承 認 番 号	第 号	
	許 可 年 月 日	年 月 日	承 継 承 認 年 月 日	年 月 日	
	許可を受けた者の の住所及び氏名		承 継 人 の 住所及び氏名		
	工事施行者の 住所及び氏名		区 域 地 域 等		
	開 発 区 域 に 含まれる地域 及 び 面 積	面積 m ²			
	予 定 建 築 物 等 の 用 途	工 区	位 置	工 区 面 積 m ²	変 更 工 区 面 積 m ²
	法第 41 条の規定に よる制限の内容				
	工 事 予 定 期 間				
変 更 許 可	許 可 番 号	第 号	第 号		
	許 可 年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	変 更 の 内 容				
建 築 制 限 解 除	許 可 番 号	第 号	第 号		
	許 可 年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	建 築 概 要				
工 事 完 了 検 査	検 査 済 証 番 号	第 号	第 号	第 号	
	検 査 済 証 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	完 了 公 告 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	摘 要				
備 考					

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

申請者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

都市計画法施行規則第 60 条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。

建築しようとする場所		
区 域 区 分	市街化区域 市街化調整区域 区域区分が定められていない都市計画区域 準都市計画区域 「都市計画区域及び準都市計画区域」以外の区域	
用 途 地 域		
開 発 行 為 の 有 無	有 無 (m ²)	
建 築 等 の 用 途		
都市計画法上の許可を 要さない場合にはその 該当条項号及び内容	該 当 条 項 号	
	内 容	
都市計画法上の許可を 受けている場合にはそ の該当条項、許可の年月 日及び番号並びに許可 を受けた者の氏名又は 名称	該 当 条 項	
	許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	
	許 可 を 受 け た 者 の 氏 名 又 は 名 称	

上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

年 月 日 第 号

菊川市長 氏 名 印

- (注) 1 印の部分には、記入しないこと。
2 農林漁業者の場合は、その旨の証明書を添付すること。

農林漁業を営む者であることの証明書

氏 名	年齢 ()
住 所	
開 発 行 為 又 は 建 築 し よ う と す る 場 所 の 所 在 、 地 番	

上記のものは、 を営む者であることを証明します。

年 月 日

住所

氏名

印